

令和6年第1回知内町議会定例会（3日目）

- ◎ 招集年月日 令和6年3月8日（金）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和6年3月8日（金） 午前 10時30分
- ◎ 閉会日時 令和6年3月8日（金） 午前 11時25分

◎ 出席議員

1番	成澤五郎	6番	吉田峰一
2番	笠松悦子	7番	五十嵐捷爾
3番	松井盛泰	8番	木村一
4番	城地秀樹	9番	谷口康之
5番	山田顕人	10番	伊藤政博

- ◎ 会議録署名議員 3番 松井盛泰 7番 五十嵐捷爾

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町	長	西山和夫
副町	長	大野樹
総務課	長	森永茂
生活福祉課	長	高田正志
保健センター	長	(高田正志)
地域包括支援センター	長	笠松さおり
税務会計課	長	佐藤辰治
産業振興課	長	南一貴
産業振興課	参事	西野俊一
政策調整課	長	三原知明
建設水道課	長	澤田浩一
建設水道課	主幹	牧野覚
教育	長	堂下則昭
教育委員会事務局	長	長谷川将之
スポーツセンター	長	(長谷川将之)
知内高等学校	事務長	南和敏
学校給食センター	長	(長谷川将之)
代表監査委員		西内貞治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	上野真吾
議事	係	高田貴明

令和6年第1回知内町議会定例会議事日程

(第3号)

令和6年3月8日(金) 午前10時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 3番、松井盛泰君、7番、五十嵐捷爾君
第 2	委 員 会 報 告	令和6年度予算審査特別委員会審査報告について (委員長報告)
第 3	議案第23号	知内町課設置条例等の一部改正について
第 4	議案第24号	しりうち地域産業担い手センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第 5	議案第25号	知内町職員定数条例等の一部改正について
第 6	議案第26号	知内町営住宅管理条例の一部改正について
第 7	同意第 1号	教育委員会委員の任命について
第 8	意 見 書 案 第 1 号	食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の提出について
第 9	意 見 書 案 第 2 号	生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書の提出について
第10	議 長 発 議	令和6年度常任委員会所管事務調査の実施について
第11	議 長 発 議	令和6年度委員会管外行政視察の実施について
第12	議 長 発 議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について
第13	議 長 発 議	議会閉会中の議会運営委員会の実施について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

おはようございます。

令和6年第1回知内町議会定例会の3日目にお集まりいただき、ご苦勞様です。今日もよろしくお願ひ致します。

只今の出席議員数は、10人です。

定足数に達していますので、会議は成立します。

これから、本日の会議を開きます。

本日、8日は休会の日ですが、予算審査特別委員会が予定より早く終了しましたので、会議規則第10条第3項の規定により会議を開くものであります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、松井盛泰君及び7番、五十嵐捷爾君を指名します。

● 委員会報告第2号 令和6年度予算審査特別委員会審査報告について （委員長報告）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第2号、『令和6年度予算審査特別委員会審査報告について』を議題とします。

令和6年度の各会計予算については、予算審査特別委員会に付託しましたが、その審査が終了しましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、成澤五郎君。

◎ 委 員 長（成澤五郎）

委員会報告第2号、令和6年度予算審査特別委員会報告について。

案文の朗読をもって報告にかえたいと思います。

予算審査特別委員会に付託した令和6年度各会計予算審査の結果について、別紙のとおり報告する。

令和6年3月8日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

令和6年度予算審査特別委員会審査報告書。

令和6年第1回知内町議会定例会において本特別委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

令和6年3月8日提出。知内町議会予算審査特別委員会委員長、成澤五郎。

知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、付託事件、議案第8号、知内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について。議案第9号、職員の旅費に関する条例の一部改正について。議案第10号、知内町地域振興事業基金の設置・管理及び処分に関する条例の廃止について。議案第11号、知内町教育振興基金条例の一部改正について。議案第12号、知内町国民健康保険税条例の一部改正について。議案第13号、知内町子育て支援交付金支給条例の一部改正について。議案第14号、知内町介護保険条例の一部改正について。議案第15号、知内町公共下水道条例の一部改正について。議案第16号、知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について。議案第17号、令和6年度知内町一般会計予算について。議案第18号、令和6年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について。議案第19号、令和6年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について。議案第20号、令和6年度知内町介護保険特別会計予算について。議案第21号、令和6年度知内町水道事業会計予算について。議案第22号令和6年度知内町下水道事業会計予算について。

2、審査年月日、令和6年3月6日・7日・8日（3日間）。3、審査場所、議会議場。4、審査委員、議長を除く議員全員による。5、審査の概要、委員会開会后、直ちに審査方法を決

め、議案毎に議題とし質疑・討論・採決の順に審査を進めた。6、審査結果、付託された議案第8号から議案第22号までの15議案については、いずれも原案のとおり決定した。

7、審査意見

令和6年度における一般会計当初予算規模としては、前年度当初比11億5千万円増の56億7,050万円となり、これに補正予算による計上予定分を含めた「年度間財政規模の見込」では、前年度比11億9,872万3千円増の58億7,808万3千円となっている。

また、特別会計においては、国民健康保険事業など3特別会計の合計では12億1,022万5千円、これに水道事業会計と下水道事業会計の5億8,545万円と一般会計を合わせた総合計は、前年度当初比11億2,558万8千円増の74億6,617万5千円となっている。

歳出では、普通建設事業費における補助事業にあつては、水産生産基盤整備事業の完了により、前年度当初比5,614万5千円減の9,443万9千円となり、単独事業については、知内高校長寿命化改修事業5億5,100万円、湯ノ里町内会館移転改修工事1億7,300万円、サンナス橋架替工事1億6,700万円の増により、前年度当初比8億1,308万3千円増の12億1,195万6千円となった。

歳入では、町税は、前年度決算見込額より2,799万円減の7億1,135万3千円と見込み、繰入金については、各種基金を目的に沿った事業への充当のほか、財源不足への対応として財政調整基金から1億8,100万円を繰入する予算としている。

審査過程において出された意見の中で、湯ノ里町内会館移転工事については、町内会館を旧湯ノ里小学校へ移転する工事であるが、地域住民の避難所としても活用されるほか、役場庁舎が被災等により使用不能になった場合の代替庁舎としての機能が必要となることから、適切な管理運営に努められたい。

しりうちゼロカーボン推進事業は、脱炭素化への取り組みを進め、地域全体の二酸化炭素排出量を削減することを目的としていることから、補助メニューの家電やエアコンの購入・設置に対する助成については、購入先の町内業者に限定せず、町民が利用しやすい事業になるよう検討して頂きたい。

高齢者に対する除雪対策については、有償ボランティアを含め、地域で担う方が減少し、町内会の負担も増えている状況にある。高齢化が進む中で、自助、共助に限界が見えていることから、町が主体となり、除雪機械等の導入も含め、新たな除雪サービスの構築に向け、町でできる事を整理し、町民が快適に暮らせるよう検討して頂きたい。

地域産業担い手対策事業については、しりうち地域産業担い手センターの入居可能戸数が5戸と少なく、また、退去後の住宅が不足となっていることが課題であることから、町所有住宅や空き家の利活用、更には、地域おこし協力隊員等が入居期間終了後も安心して転居先で生活できるよう住宅環境の整備を行う等、担い手確保に向けた取り組みの充実について期待するものである。

尚、予算の執行にあたっては、審査の過程で述べられた各委員からの質疑や意見・要望を参酌し、地域経済の活性化など最大限の効果に結び付くよう望むものである。

以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、委員会報告を終わります。

只今、委員長から報告がありました。委員長報告は、付託された15議案について、全て原案のとおり決定であります。これから、付託された15議案について、質疑・討論は委員会において既に終了しておりますので、省略し、採決を行います。

最初に議案8号、知内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正を議題と致します。

これから議案第8号を採決します。

本案は委員長報告の通り決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は、可決されました。

次に、議案第9号、職員の旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから議案第9号を採決します。

本案は委員長報告の通り決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に、議案第10号、知内地域振興事業基金の設置・管理及び処分に関する条例の廃止を議題とします。

これから議案第10号を採決します。

本案は委員長報告の通り決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に、議案第11号、知内教育振興基金条例の一部改正についてを議題とします。

これから議案第11号を採決します。

本案は委員長報告の通り決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に、議案第12号、知内町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

これから、議案第12号を採決します。

本案は委員長報告の通り決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に、議案第13号、知内町子育て支援交付金支給条例の一部改正についてを議題とします。

これから議案第13号を採決します。

本案は委員長報告の通り決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に、議案14号、知内町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

これから議案第14号を採決します。

本案は委員長報告の通り決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に、議案第15号、知内町公共下水道条例の一部改正についてを議題とします。

これから議案第15号を採決します。

本案は委員長報告の通り決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に、議案第16号、知内町高齢化保健福祉計画・介護保険事業計画の策定についてを議題とします。

これから議案第16号を採決します。

本案は委員長報告の通り決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に、議案第17号、令和6年度知内町一般会計予算についてを議題とします。

これから議案第17号を採決します。

本案は委員長報告の通り決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に、議案第18号、令和6年度知内町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから議案第18号を採決します。

本案は委員長報告の通り決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に、議案第19号、令和6年度知内町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから議案第19号を採決します。

本案は委員長報告の通り決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に、議案第20号、令和6年度知内町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これから議案第20号を採決します。

本案は委員長報告の通り決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に、議案第21号、令和6年度知内町水道事業会計予算についてを議題とします。

これから議案第21号を採決します。

本案は委員長報告の通り決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に、議案第22号、令和6年度知内町下水道事業会計予算についてを議題とします。

これから議案第22号を採決します。

本案は委員長報告の通り決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

● 議案第23号 知内町課設置条例等の一部改正について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第3、議案第23号、『知内町課設置条例等の一部改正について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長 (森永 茂)

議案書の282ページをお開き願います。

議案第23号、知内町課設置条例等の一部改正について。

知内町課設置条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

今回の改正の理由ですが、従来、町の産業振興分野は産業振興課一課体制としてきたところですが、現在、農業分野ではスマート農業の推進、水産分野ではホタテへい死対策やウニ人工種苗生産施設改修、林業分野では熊出没対策、商工観光分野ではコロナ後における商工観光振興、担い手分野では地域おこし協力隊の増員など、課の業務範囲が拡大し、業務量も増大している状況にあることから、より専門性に対応し、業務を推進するため、組織体制の整備を図るものです。

第1条は「知内町課設置条例」の一部改正です。

第1条に規定の本町役場に設ける課から「産業振興課」を削除し、新たに「農業水産振興課」と「商工林業振興課」を設ける内容となっています。

第2条は「知内町農村地域工業導入促進対策審議会条例」の一部改正です。第7条に規定の審議会の庶務について、「産業振興課」から「商工林業振興課」に改めるも内容となっています。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行する。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第23号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第24号 しりうち地域産業担い手センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第4、議案第24号、『しりうち地域産業担い手センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長(南一貴)

議案の283ページをお開き下さい。

議案第24号、しりうち地域産業担い手センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

しりうち地域産業担い手センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

この度の改正につきましては、第5条の2の宿泊室を使用できる期間を改正するものでございます。

担い手センターにつきましては、これまで短期就農体験及び地域おこし協力隊の受入れ等を行っておりますが、知内町担い手協議会においても、これまで担い手の居住環境の体制づくりを見直す必要がある等の意見が出されており、宿泊室の運用において効率的な運用を実施していくため、使用できる期間を現行の2年以内から3年以内に見直すといった改正をするものでございます。

附則に書いてあります通り、この改正につきましては令和6年4月1日から施行します。

以上で、しりうち地域産業担い手センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明を終わらせて頂きます。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、山田君。

◎ 5番(山田顕人)

今、担い手センター5組しか入れられないようになっております。私的には少しでも多くの協力隊や担い手の人達が来てもらえるようにするには、やはり改定を早くしていかないとかならないのかなというふうに思うんです。それで2年から3年に変えることによって、やはり回転が悪くなるので少し考えた方が良くないかなと思うんですが、その辺の見解をお願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（南 一貴）

ご説明致します。今回の改正についてなんですけど、今後の受入れの状況にもよりますが、今現在、長期で入っている方が一世帯の入居のみという状況もございまして、確かに今後の利用者の受入れ状況に基づいて、今回2年以内から3年という以内というのは、あくまでも最長の期間を想定しておりまして、運用においては確かに効率的に更にやっていく部分では、新規で入ってこられる方を優先的に利用していかなきゃならないということも考慮しております。それと今回の予算委員会でもいろいろ指摘されましたが、退去後のですね、やはり住宅環境整備っていうのが更に課題がございます。そういった部分の体制をですね、今後整えていく上で更にですね、受入れ体制を充実していく必要があるのかなということで考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5 番（山田顕人）

今回のこの意見書の中にも入っています、今課長言われたように、この町所有の住宅だとか空き家の利用等でその辺を活用して行って2年後にはそちらの方に入ってもらおうというような形をとっていけば、わざわざ3年まで延ばす必要も無いのかなと思います。もしそれが叶わないのであれば、町長が特に必要と認める場合に限り、これには含まないということでもありますので、そちらの方で対応できるのかなと思うんですけど、もう一度お願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（南 一貴）

今回の改正は、3年以内に延ばす必要は無いのではないかとのご意見ということですよ。そこは今回提案させて頂いたのは、先程も申し上げましたけれども状況に応じて最大3年という意味合いでの期間の延長ということで改正はさせて頂いたので、そういう形で提案させて頂いております。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5 番（山田顕人）

入ってくる方にしてみると最大3年間ということは、恐らく3年間は入れるんだろうと思われてくると思うんですよ。その辺を勘違いされないような書き方にするには、どうすれば良いのかという話になると思うんですけど、私は2年以内にするということで良いのかなと、それでも2年以上入らなきゃならない、出先の部分がまだ整備されていないということであれば、町長の特に必要なところが入ってくるのかなというふうに思いますので、私は今回変える必要は無いのかなと思いますけども、もう1度お願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

基本的に知内に来て下さいという就農フェアみたいな感じでやっていますけれども、その

アピール材料として担い手センターっていうのは、大きなアピール材料になるんですね。

例えば、しりうち地域協力隊の関係でも3年間というはりつけがありますので、是非3年間ここで出来ますという環境を一つの住の提供をできるという安心感というのは、知内町にじゃあ行ってみるかという、強いアピールに繋がるということもありますので、そういう意味で今までは2年以内ということでもどうしても最後の1年いろいろ住居を探す、その応援も町は確かにしているんですけども、そういう意味でまずは3年間保証しましょうよという、ケースバイケースでもどうしてもそこに3年間ということではなくて、いられない場面も出てきたら、お願いしながら5番議員も言われるようなまた住処をきちんとした対応をした中で、住み替えて頂くという対応をさせて頂きたい。とにかく担い手センターを大いにアピールしたいということで今回3年以内に改正させて頂きました。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5 番（山田顕人）

分かりました。まず、担い手センターも5組しか入れられないというような形的にやはり間口が狭いのかなと私的にも思っていますので、その辺りを回転を早くするためには、じゃあどうすれば良いのということではあると思います。それが今回の意見書に入っていると思いますので、その辺り十分参酌して頂きながら、運営して頂ければなと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第25号 知内町職員の給与に関する条例等の一部改正について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、議案第25号、『知内町職員の給与に関する条例等の一部改正について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

議案書の284ページをお開き願います。

議案第25号、知内町職員の給与に関する条例等の一部改正について。

知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

説明資料で説明しますので、説明資料の10ページをお開き願います。

今回の改正の理由ですが、「産業振興課」を二課体制とする組織体制の整備とともに、各課における業務範囲の拡大や業務量の増大に対応して、円滑な課運営に資することを目的に、課長等の職務を補佐する職務として、「主幹」を廃止し、新たに「課長補佐」及び「事務局長補佐」を設けるものです。

なお、同じく課長を補佐する職務として現在「主幹」を配置していますが、「管理職員等の範囲を定める規則」第2条で「主幹」が管理職員等として位置付けられているところですが、「課長補佐」及び「事務局長補佐」については管理職員等に位置付けないことにより、積極的な登用を期するものです。

続きまして、改正の概要です。

第1条は「知内町職員の給与に関する条例の一部改正」で、第3条第2項関係の級別標準職務表(別表2)の「主幹」を「課長補佐、事務局長補佐」に改め、暫く配置の見通しのない「健康保養センター長」を削除する内容となっています。

第2条は「知内町職員定数条例の一部改正」です。

①は、改正漏れによる条文整理です。会計年度任用職員制度の導入に伴うもので、第1条に定める職員(数)からの除外する規定、括弧書き中の「臨時的に任用される職員(臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。)」を除く。」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を除く。」に改める内容となっています。

説明資料次のページです。②は、第3条に規定の職員の補職名について、「主幹」を「課長補佐」に改め、「事務局長」の後に新たに「事務局長補佐」を設ける内容となっています。

次に施行期日です。令和6年4月1日からの施行としています。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

課長の今の説明で、今までの主幹が管理職と位置づけられてということになっていましたけれども、今回はそれがなくなるということで、やはりそういうふうになると働いている方々の士気というものがちょっと私落ちるんじゃないかと、やっぱりそういう部分についてもう少し優遇しても良いんじゃないかと思うんですが、それはどうなんですかね。

◎ 議 長 (伊藤政博)

総務課長。

◎ 総務課長 (森永 茂)

ご説明致します。今現在主幹の方2名おられますが、個人に特定されますのであまり詳しくは喋れないんですが、例えば今いる方の士気は落とさないような来年4月の人事等もなると思っておりますし、あと定年延長制度が始まってまして定年延長制度になりますと、今度は役職定年という形がかかってきます。そういうものがあって、今まず現在いる人達に不利益は

被むらない形になろうかと思っています。実際には管理職から除くという部分で考えますと、左記の条例改正で課長も一人増えます。そういう中で何人課長補佐になるか分からないんですけど、あまり多くなってしまうと管理職会議とかも凄い人数になってきてまして、この辺りで整理した上で、僕の方から言うのもあれなんですけど、職員組合等もいっぱい登用してしまいますとなかなかそういう組織の運営も厳しくなると。ちょっとですね、そういう主幹に上がるとお金の面の話では、管理職手当がでないとかもあるんですが、逆に言うと今の等級でいきますと、管理職にならなくても5級に上がれるという、一般職5級というところもありますので、考え方によっては全てがマイナスということにはなっていないものと考えています。以上です。

◎ 9 番 (谷口康之)

分かりました。

◎ 議長 (伊藤政博)

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第26号 知内町営住宅管理条例の一部改正について

◎ 議長 (伊藤政博)

次に日程第6、議案第26号、『知内町営住宅管理条例の一部改正について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (澤田浩一)

議案の286ページをお開き下さい。

議案第26号、知内町営住宅管理条例の一部改正について。

知内町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

内容につきましては、予算説明資料でご説明致しますので、35ページをお開き願います。私共が管理をしている公営住宅ですが、人口減少や地域のニーズの変化等に伴いまして、現在複数の空き家が存在しております。募集停止をしているところを含めると、全体の216戸中、51戸が空き家となっております。空き家率が23%となっております。

一方、現在の入居基準では収入超過に該当し入居できない世帯が存在しているのも実状

でありまして、子育て世帯の負担軽減と公営住宅の入居促進のために今回入居基準を緩和するものであります。

現在の入居基準では、世帯収入合計が月額15万8千円までの世帯が入居できましたが、今回の入居緩和基準である世帯に18歳以下、高校生以下の子どもを扶養している場合は世帯収入合計が月額25万9千円まで引き上げられることにより、幅広い世帯が入居できるように緩和されると思っております。

また、今回の入居基準緩和では家賃自体が安くなる訳ではございませんが、対象世帯については収入超過基準額も同じく引き上げられることとなりますので、一般入居世帯より、家賃の割増の影響を受けづらくなり、現在入居している世帯の中でも5世帯がこの緩和基準に該当致しますので、家賃が現在お支払い頂いている金額より、安価となります。

議案の286ページに戻って頂きまして、議案に新旧対象表を記載してありますので、後程ご参照願います。

また、附則と致しまして、この条例は、令和6年4月1日から適用致します。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、山田君。

◎ 5番（山田顕人）

このご時世なかなか旦那さんと奥さんと2人で共稼ぎしているところが多いのかなと思いますし、ここ最近は労賃も上がってきている、賃金も上がってきているということもあります。収入が恐らく増えていると思うんですね。その辺を少し考慮するともうちょっと上げてもらった方が良いのかなと、世帯収入が、この辺上げていかないとあんまり対象が少なくなってしまうのかなというふうに思うんですけど、如何でしょうか。考え方的に。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

ご説明致します。公営住宅の家賃ですが、1階層から8階層まで決められておりまして、今回の裁量階層という階層は7階層までしか適用できませんので、これ以上拡張するのは出来ません。制度上。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5番（山田顕人）

出来ないというのも分かるんですけども、今後、段々賃金ベースが上がってきていますので、その辺を考慮していかないと、やはりこのままという話にはならないのかなと思いますので、ちょっとその辺考えながらもう一度という話じゃないですけども、調査しながらというのかな、その辺り考えて頂ければと思います。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 同意第1号 教育委員会委員に任命について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第7、同意第1号、『教育委員会委員の任命について』同意を求めるを議題とします。

本件について、提案者の説明を求めます。

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

同意第1号、教育委員会委員の任命についてであります。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記1、住所であります。知内町字上雷、氏名は橋本祐一氏であります。

橋本氏は3月31日で任期満了となることから、再度委員にお願い致したく議会の同意をお願いするものであります。

尚、任期は令和6年4月1日から4年間で、平成30年12月より就任を頂き3期目となります。どうぞよろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

この採決は、起立により行います

お諮りします。本件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

賛成多数です。したがって本案については同意することに決定しました。

● 意見書案第1号 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の提出
について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第8、意見書案第1号、『食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、笠松悦子君。

◎ 2番（笠松悦子）

意見書案第1号、食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和6年3月5日提出。提出議員、笠松悦子、賛成議員、成澤五郎、松井盛泰、城地秀樹、山田顕人、吉田峰一、五十嵐捷爾、木村一、谷口康之、以上であります。

食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書。

政府は、2024年の通常国会で新たな「食料・農業・農村基本法」の制定することをめざしています。

我が国のカロリー食料自給率38%は、先進国の中でも最低となっており、また穀物自給率28%は、世界185カ国で129位です。旧農業基本法以来、食料自給率は下がり続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5次にわたる「基本計画」で食料自給率を引き上げるとされましたが、目標を達成したことは一度もありません。

現行基本法は「基本計画」で「食料自給率目標」を設定したものの、法的拘束力がなく、目標は事実上棚上げにされてきました。

政府の「新基本法」の検討では、食料自給率を単なる一指標とし、これまでの位置づけよりも格下げして、食料自給率向上に対する国の責任を放棄しようとしています。

いま、世界的な食料危機が進行し「食べたくても食べられない」人びとが増えているなか、食料自給率向上を放棄することは、食料の安定供給に重大な危機をもたらすことになりかねません。

よって「新基本法」の検討では、食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、計画の達成度の検証結果と必要な施策の見直しを国会に報告させるなど、食料自給率の向上を政府の法的義務とすることを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年3月5日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣。

以上でございます。よろしくご審議お願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。

本意見書案の提出議員、賛成議員は議長を除く全員であります。

よって質疑、討論を省略採決致します。

これから、意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第2号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書の提出について

◎ 議長 (伊藤政博)

次に日程第9、意見書案第2号、『生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、山田顕人君。

◎ 5番 (山田顕人)

令和6年第1回定例会、知内町議会。

意見書案第2号、生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和6年3月5日提出。提出議員、山田顕人、賛成議員、成澤五郎、笠松悦子、松井盛泰、城地秀樹、吉田峰一、五十嵐捷爾、木村一、谷口康之、賛成議員でございます。

生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書。

現在、我が国では、乳幼児に対する母子保健法に基づく歯科健診や小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒に対する学校保健安全法に基づく歯科健診等は実施が義務づけられているものの、40歳、50歳、60歳、70歳の者に対する健康増進法に基づく歯周疾患検診や、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者歯科健診などは、義務づけがされておらず、成人期以降の受診体制は十分とは言えない状況にある。

近年、歯と口腔の健康は、生活習慣病の予防に資するなど、全身の健康を保持・増進するための重要な要素であることが明らかになっており、人生100年時代を迎える中で健康寿命を延ばすためには、歯と口腔の健康維持が極めて重要であり、そのためにはライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診の確保が必要である。

こうした中、令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討」を行うことが、初めて盛り込まれたことにより、生涯を通じて国民が定期的に歯科健診を受診し、健康寿命の延伸に向けた取組が進むことが期待される。

よって、国においては、「歯科口腔保健の推進に関する法律」の改正などにより、生涯を通じた歯科健診の法制化を早急に進めるとともに、次の事項について措置を講ずるよう強く求める。

記1. いわゆる国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映させること。

2. いわゆる国民皆歯科健診の実施に関しては、国において十分な財政措置を講ずること。

3. いわゆる国民皆歯科健診の実現と合わせて、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のため、ひいては、全身の健康につながるよう、総合的な取

組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年3月5日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）。

以上でございます。宜しくご審議お願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。

本意見書案の提出議員、賛成議員は議長を除く全員であります。

よって質疑、討論を省略採決致します。

これから、意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上2件の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定しました。

● 議長発議 令和6年度常任委員会所管事務調査の実施について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第10、『令和6年度常任委員会所管事務調査の実施について』を議題とします。

お諮りします。令和6年度の各常任委員会の所管事務調査は、議会閉会中に必要に応じて実施することとし、調査内容については、議長と各常任委員会委員長に一任したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、令和6年度の各常任委員会の所管事務調査の実施は、そのように行うことに決定致しました。

● 議長発議 令和6年度委員会管外行政視察の実施について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第11、『令和6年度委員会管外行政視察の実施について』を議題とします。

お諮りします。管外行政視察は、議会閉会中に行うこととし、実施委員会及び実施時期並びに視察内容については、議長と各委員長に一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、委員会の管外行政視察は、そのように行うことに決定しました。

● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第12、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。

このことを承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定致しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において、指名することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。その都度議長において指名することに決定しました。

● 議長発議 議会閉会中の議会運営委員会の実施について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第13、『議会閉会中の議会運営委員会の実施について』を議題とします。

このことについて、会議規則第73条の規定によって、議会閉会中の議会運営委員会の開催の申出がなされておりますので、これを承認したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、これを承認することに決定しました。

● 閉会宣言

◎ 議長（伊藤政博）

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

尚、本年4月8日をもって任期満了を迎えられ、今期をもって勇退される議員がいます。本人の申し出により登壇の上ご挨拶頂きます。

まず、最初に成澤五郎君。

◎ 1 番 (成澤五郎)

貴重なお時間を頂いて大変ありがとうございます。私、この度、健康上の理由により選挙に出ないことに決定致しました。今後一町民として町のお役に立てればと考えております。

思えば9年前、40年ぶりに知内に帰住した私を町民の方々は、温かく迎えて下さいました。また、議員の1年生として頼りない私を励まし導いて下さった先輩、同僚の議員の皆さん、そしてつたない私の質疑、質問を噛んで含めるように説明して下さいました。皆様、大変にありがとうございました。

北海道にゆかりのある石川啄木が久しぶりの郷里で読んだ詩にちなみまして、私の心境を読ませて頂きます。故郷の山に向かいていうことなし。故郷の山はありがたきかな。故郷の海に向かいていうことなし。故郷の海はありがたきかな。故郷の人々に向かいていうことなし。故郷の人々はありがたきかな。結びに、本町並び本議会の益々の発展、本日ご列席の皆様のご多幸ご健勝を祈念して挨拶と致します。大変ありがとうございました。

◎ 議 長 (伊藤政博)

4番、城地秀樹君。

◎ 4 番 (城地秀樹)

このような貴重な場、そして貴重なご時間を頂きまして誠にありがとうございます。

私事、昨年度議員となりまして、皆様のご協力によりましてこの立場におりますけれども、健康上の理由、血糖値の数値でございますけれども、入院レベルまで上がったということ考慮して、自分まだ65歳ですので、これからまだまだ知内町のために貢献したいという思いは思っております。今後もですね、立場は変わりますけれども、自分なりに目一杯この町のために働いていきたいと思っております。

最後になりますけれども、皆様の益々のご活躍をご祈念致しまして、私のご挨拶とさせて頂きます。どうもありがとうございました。

◎ 議 長 (伊藤政博)

尚、10番、伊藤政博も今期をもって退任することと致しております。

それでは、これで本日の会議を閉じます。

令和6年第1回知内町議会定例会を閉会します。

どうも大変ご苦勞様でした。

(閉会 午前11時25分)